

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 U I J ターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道および標津町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、北海道U I J ターン新規就業支援事業における標津町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額または半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請にあたって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：  
全額
  - (2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に標津町以外の市区町村に転出した場合：  
全額
  - (3) 北海道が定めるU I J ターン新規就業支援事業実施要領第 5 - 1 - (1) - イー (ア) において、移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の公布要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 地域課題解決型起業支援事業費補助金に係る交付決定を取り消された場合：  
全額
  - (5) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に標津町以外の市区町村に転出した場合：半額